

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八百津町長 金子 政則

市町村名 (市町村コード)	八百津町 (21505)
地域名 (地域内農業集落名)	八百津地域 (赤薙、北山、白橋、杣沢、口杣沢、丸山、油皆洞、鯉居、芦渡、黒瀬、石原、宮嶋、竹井、木野、味屋、須賀、錦織)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の北部に位置する赤薙、北山、白橋等の集落には、圃場整備されていない狭い農地が存在する。赤薙棚田・上代田棚田として、棚田オーナー制度を行い都市部との交流をしているが、近年は高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が年々増加している。  
 木曾川を挟んだ南部の錦織集落は、町の中でも平坦で比較的大きな圃場があり、稲作や茶、栗を作付けしている農家が多いが、大規模に集積・集約している経営体はなく、兼業農家を含めた個人による小規模農家がほとんどである。栗については、町内の和菓子屋等へ出荷しており、地産地消を推進している。  
 現在、地域内の農業者の約70%が70歳以上で、高齢化が進み、また後継者もおらず、担い手不足の懸念は否めない。

地域内での主な農作物は、水稻、茶、栗、里芋、ナス、露地野菜であるが、鳥獣被害が多く、担い手不足と相まって、耕作意欲の低下による今後の地域農業の継続が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者不足などによる担い手不足が課題であるため、新たな担い手が必要となってくる。新規就農者、兼業農家、自給的農家など多様な経営体の参入を期待したい。  
 また棚田オーナー制度も全盛期と比べると、高齢化等により受け入れ農家が減少しているので、棚田の維持保全面から若者等の参画が必要である。現在は、中山間地域等直接支払制度により耕作放棄地対策を行っているが、今後は地域の中心となる担い手を確保・育成し、遊休農地の解消に繋げていく。

北部においては、耕作に利用される圃場が限られているため、水稻と里芋等の転作可能な作物を栽培し、既存の圃場をフル活用していく。  
 南部においては、現在の水田地帯を維持しつつ、山際等の水稻や野菜の栽培に不向きな農地は、栗の圃場として活用していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内にある農用地等で、農業上の利用が行われる区域。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手の耕作意欲の維持・向上のため、JAや県・町が一体となり、生産能力の向上、販路拡大、各種補助事業の活用等のサポートを実施する。また新たな担い手の確保のため、県・JA等の就農相談窓口との情報交換を積極的に実施する。就農希望者が現れた際には、農業委員会や集落の代表者が中心となり、地域の実情に応じた相談を行い、よりスムーズに就農できる態勢を整える。
(2)農地中間管理機構の活用方針
これまでは、地主と担い手の相対による貸借が主であったが、今後は農地中間管理事業による貸借に切り替え、国の機構集積協力金や町の補助金を活用し、担い手の支援・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA、可茂農林事務所、農業委員会と連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

中山間地域等直接支払制度等を利用しながら、耕作されない農地を保全・管理していき、公的捕獲や獣害防護柵の設置による鳥獣被害対策を行い、地域内での耕作意欲低下を防ぐ。  
また、棚田オーナー制度を継続し、都市との交流を育む。